

暫定基準が設定された農薬等の評価の実施手順(素案)

暫定基準(758農薬等)

厚生労働省から提示された「評価依頼計画」に基づき、毒性試験成績などリスク評価に必要な資料が提出されたものについて、以下の各項目に該当するかを考慮して、リスク評価方法を決定。

- ・ 国際リスク評価機関等でADIが設定不可とされたもの
- ・ 摂取量が多いもの
- ・ 発がん性等新たな重要な毒性知見が得られたもの 等

優先物質

優先物質以外

該当するもの

[評価手順]

毒性試験成績等を用いて評価

[評価に用いる資料等]

毒性、代謝、残留等各種試験成績 等

該当しないもの

[評価手順]

既存の評価書等の評価根拠、経緯及び評価後に蓄積された科学的知見等をもとに評価

[評価に用いる資料等]

(評価書)

- ・ 我が国政府機関の評価書
- ・ 国際評価機関、外国政府機関の評価書

(申請資料等)

- ・ 農薬登録申請、動物用医薬品承認申請、飼料添加物指定申請の際の提出資料概要等
- ・ いわゆるインポートトレランスを要請する際に申請企業から提出される資料

* 農水省・厚労省で毒性試験等との整合が確認されたものに限る

[評価結果]

ADIの設定その他の方法による評価の結果

* 毒性等懸念される新たな科学的知見により、改めて評価の実施を検討

通知

[厚生労働省]

残留基準(案)の作成

残留基準(本基準)の設定

[暴露量の確認]

報告

残留基準値(案)の確認

必要に応じ意見を述べる

